

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第6号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第6条 契約担当者が特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における会計規則第166条の規定の適用については、同条第1項中「10日前まで」とあるのは「少なくとも40日前」と、「次に掲げる事項を」とあるのは「次の各号（第5号を除く。）に掲げる事項を香川県報により」と、「5日」とあるのは「10日」と、同条第2項中「同項各号」とあるのは「同項各号（第5号を除く。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第6条 契約担当者が特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における会計規則第166条の規定の適用については、同条第1項中「10日前まで」とあるのは「少なくとも40日前 <u>（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札であって、最初の契約に係る入札の公告において最初の契約以外の契約に係る入札の公告を少なくとも24日前に行う旨を定めたものについては、24日前）</u>」と、「次に掲げる事項を」とあるのは「次の各号（第5号を除く。）に掲げる事項を香川県報により」と、「5日」とあるのは「10日」と、同条第2項中「同項各号」とあるのは「同項各号（第5号を除く。）」と読み替えるものとする。</p>

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。